

# 「JIS Z 0150 包装－包装貨物の荷扱い図記号」の改正について

公益社団法人 日本包装技術協会  
JIS 改正原案作成委員会

Revision of “Packaging—Distribution packaging—Graphical symbols for handling and storage of packages”

JIS Z 0150 is a standard which specifies a series of graphical symbols for marking of packages in their distribution chain to convey handling. As the relevant international standard ISO 780 “Packaging—Distribution packaging—Graphical symbols for handling and storage of packages” was revised in December 2015 based on the proposal from Japan and the revision of JIS Z 0150 was published on 20th March, 2018.

## はじめに

JIS Z 0150:2001「包装－包装貨物の荷扱い指示マーク」は、ISO 780:1997を基に、ISO規格には規定されていない項目をJISとして追加し作成している。このJISは、包装貨物の荷扱い、輸送および保管に関わる作業員への指示を言葉を用いず、図記号で表わし、包装貨物の指定された位置に表示することで、世界共通の指示・伝達を可能とし、輸送・荷役中の破損・事故を防ぎ、物流品質の向上、包装の合理化および省資源に貢献する標準である。そして、規格の運用を明文化することで、表示の運用に関する理解が深まり、正しい表示・運用が行われることにより、包装貨物輸送での破損・事故が大幅に減少することが期待されるものと思われる。

しかしISO 780:1997では、一部の図記号の定義が曖昧であり、国によってその運用が異なる事態が発生し、弊協会に対しても多くの問合せがあった。2015年12月1日に、この曖昧を解消する目的で、日本が国際規格の改正原案を作成し、2015年12月1日にISO 780が改正されたため、関係する国内規格であるJIS Z 0150をISO 780:2015をもとに、急ぎ規格改正事業を開始し、平成30年3月20日に改正告示された。

以下、簡単に、JIS Z 0150が改正に至った経緯、規格作成時の課題および規格の構成を紹介する。

## 1. JIS Z 0150 包装－包装貨物の荷扱い図記号の概要

JIS Z 0150「包装－包装貨物の荷扱い図記号」は、規格の序文にもあるように“包装貨物は、荷扱い及び保管の指示が原産国の言語でしばしば表示されるが、これは同じ言語を使用している地域において輸送品の保護に役立つ一方で、異なる言語を使用している地域又はこれらの地域を経由する輸送品の保護にはほとんど価値がなく、包装貨物を扱う人々が言語を理解できないなら全く価値はない。そのため、図記号は、言葉に依らずに荷送人の意図を伝える最良の手段であり、間違った取扱いによる損失及び損傷を減らすものであるとともに、作業員の安全確保に役立つ。”と謳われている。

JIS Z 0150では、図記号に対する全般的な説明に始まり、表示方法、使用する色、大きさ、記号の数および表示する位置などを規定している。後半では、18の図記号を“記号”とともに、その意味、表示する際の要求事項、適用事例および注記などを掲載している。

## 2. 改正までの経緯

JIS Z 0150は、1966年に初めて制定され、1988年および2001年の改正を経て今回の改正に至った。

今回の改正までの経緯は、1988年に、この規格が基礎としたISO 780が1985年に改訂され、ISO 780の13種類の指示マークを考慮に入れて、指示マークを8種類から16種類へと追加した。その後、2001年にISO 780が1997年に改訂されたことにより、ここで規定している17種類の指示マーク以外に、ISO 780に規定されていない二つの指示マーク（取扱注意および火気厳禁）を追加して規定した。

今回の改正は、公益社団法人日本包装技術協会がJIS改正原案作成委員会を組織し、JIS原案を作成した。

なお、この改正案作成にあたっては、幅広い範囲にわたる輸送および包装に関わることから輸送、保管、包装および図記号についての学識経験者、それぞれの企業の代表者、政府関係者および関連団体が参画し、具体的規格立案を担うための分科会を設置した。そこには、輸送、保管、荷役および輸送用の包装に精通した実務の人材を配置して、改正案の作成審議を行った。

## 3. 審議にあたっての課題

まず、JIS改正原案作成する上での課題として、以下のことが考えられた。

① JIS Z 0150:2001に記載され、ISO 780:2015に記載されていない記号の取扱いについて

18. 取扱注意、19. 火気厳禁は、従来からISOに記載されずにJIS独自で採用されてきた。

このうち、特に18. 取扱注意は使用ケースも多いと考えられ、引き続き採用するか検討が必要である。

② 図記号の分類区分、記載順と番号（付番）について

JIS Z 0150:2001に記載の“記号”の付番は、JISの使用者にとって“記号”を特定するために重要である。一方、ISO 780改正にあたっては、

図記号を使用する場面ごとに分類し、それらの分類に応じて記載順を整理した方が使いやすいとのことで、JISとは違う新たな順で記載している。

今後、JISを使用するにあたり、従来からの変わらない番号の継続か、ISOのように使用場面ごとに整理した番号にするべきか検討が必要である。

③ ISO 780に記載の図記号の要求事項、注記、適用事例の取扱いについて

ISO 780:2015ではそれぞれの図記号に意味、要求事項、注記および適用事例が記載されている。

一方、JIS Z 0150:2001ではISOの意味が指示内容とされ、適用事例が参考となるなど記載構成が違う。さらに、ISOでは図記号の使用にあたり、さまざまな要求事項および注記を詳細に記載しているため、これらをどこまでJISに記載するか検討が必要である。

④ ISOの翻訳文とJISの表現について

ISOの訳出文は、このままでは必ずしも理解しやすいとはいえない。JISの言いまわしや使用者の分かりやすさを重視し、適切な文章づくりに留意することが必要である。

## 4. 改正原案作成に伴う留意事項

改正にあたっての主な留意点は、次の通りである。

翻訳にあたっての留意事項

“Distribution packaging”は、旧規格と同様に“包装貨物”と訳している。

“Packaging”は、この規格では“包装”と訳した。“包装貨物”は中身と一体としてのものを表し、“包装”は、中身とは切り離れた包装する物としての容器、箱、コンテナなどだけを表すものとして区分した。

また、旧規格で使用している“指示マーク”は、すべて“図記号”に変更した結果、“指示マーク”がこの規格で用いられないので、規格名称は、“図記号”と変更した。

## 5. 主要な改正点

改正にあたっての審議の結果、主な改正点は、次の通りである。

① JIS Z 0150: 2001に記載され対応国際規格に記載されていない二つの図記号について

### 1) 取扱注意の図記号

取扱注意の図記号は、引き続き記載することとした。

その理由として、国内外で用いられた資材において頻繁に取扱注意の図記号を使用しているとの調査例があり、図記号として外すことができないと考えたためである。

また、取扱注意の図記号を“中小型の包装貨物に用いる図記号、手作業による荷扱いに用いる図記号”に掲載している理由として、貨物の取扱い時に特に人が介在する作業時の注意事項としての意味が大きいからである。

### 2) 火気厳禁の図記号

火気厳禁については、採用している事例がほとんどなくこの規格の適用範囲とも相違するため、図記号として掲載しないこととした。

② 図記号の分類区分、記載順および番号

それぞれの図記号の使用目的を理解しやすくするため、図記号の意味および要求事項は、今回対応国際規格と同じく使用目的別に整理した記載方法とした。

### 1) 大型の包装貨物に用いる図記号

2) 中小型の包装貨物に用いる図記号、すべての種類の荷扱いに共通して用いる図記号

3) 中小型の包装貨物に用いる図記号、手作業による荷扱いに用いる図記号

4) 中小型の包装貨物に用いる図記号、機械を使う荷扱いに用いる図記号

5) 輸送および保管の両方に用いる図記号

6) 保管に用いる図記号の六つの目的別に分類し掲載することとした。

③ 図記号の要求事項、注記および適用事例の表示

使用者にとっての見やすさおよび理解しやす

さを考慮し、対応国際規格に従い、表中の図記号に意味、要求事項、注記および適用事例を同一視野中に掲載し、利用者の便宜を図ることとした。

④ 上積み段数制限の定義の明確化

上積み段数の制限は、現在の規格では、“同一包装貨物を上に積重ねる場合の最大積重ね段数を示す。nは制限する段数である。”とあり、“n”の定義が曖昧な表現のため、この“n”が最下段を含むか含まないかとの問合せが多数あった。

今回の改正では曖昧さをなくするため“数字“n”は、一番下の包装は含まれない。”と明記することとした。

## 6. 規格の構成

JIS Z 0150「包装－包装貨物の荷扱い図記号」は、以下の構成からなる。

序文…本規格制定の背景および目的

1 適用範囲…本規格の取り扱う範囲を規定  
2 引用規格…本規格の作成にあたり引用した規格

3 用語及び定義…本規格を理解する上で必要な用語の定義

4 図記号…安全で、適切および効率的な包装貨物の荷扱いを確実にするために配慮すべき点

5 図記号の意味及び要求事項…包装貨物に用いる図記号を表示するために必要な事項および18の“記号”

附属書 JA (参考) は JIS と対応国際規格との対比表である。

このように、JIS Z 0150は、包装貨物の荷扱いおよび保管に際して適切に使用されることにより、はじめて、その目的が達成されるものであり、ひいては、包装貨物輸送での破損・事故の減少に寄与するものと思われる。

最後に、改めて改正案作成に関係した委員の方々に感謝申し上げる次第である。

(執筆 平井純一)